

子 発 0 3 0 6 第 4 号  
令 和 2 年 3 月 6 日

各  
都 道 府 県 知 事  
指 定 都 市 市 長  
中 核 市 市 長  
児童相談所設置市市長  
殿

厚生労働省子ども家庭局長  
( 公 印 省 略 )

「児童福祉施設（児童家庭局所管施設）における施設  
機能強化推進費について」の一部改正について

標記については、昭和62年5月20日児発第450号厚生省児童家庭局長通知「児童福祉施設（児童家庭局所管施設）における施設機能強化推進費について」により行われているところであるが、今般、その一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成31年4月分の支弁から適用することとしたので通知する。